

I-STORM PAL 川口 会員規約同意書

第1条 [名称]

本スクールは「I-STORM DSC 川口」(以下、本スクール)とします。

第2条 [位置]

本スクールは「埼玉県川口市並木元町 1-64」に拠点を置きます。

第3条 [目的]

本スクールはスクール活動を通して、会員の健康維持、増進、新しいライフスタイル、日々の生活に活力が与えられるコミュニティを提供する事を目的とします。

第4条 [入会資格]

本スクールの入会資格者は次の条件を満たす人とします。

- ①本クラブの趣旨に賛同し、本会則、その他の規定を守れる人。
- ②満年齢 18 歳以上 70 歳未満の健康な方。(20 歳未満の方は保護者の同意が必要、18 歳以下または 70 歳以上の場合でもスタッフ・医師の判断により入会を認められる。)
- ③医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障がないと自己責任において申告された人。④伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない人。
- ⑤刺青をしていない人。
- ⑥暴力団関係者でない人。
- ⑦本スクール会員としてスタッフがふさわしいと認めた人。

第5条 [会員の種別]

本スクールは、次に定める種類の会員を置き、すべて個人を対象とします。

- ①通常会員(全ての開催日に参加可能)
- ②週 1 回会員 (週 1 回まで参加可能。月を跨ぐ繰り越しは不可とします。)
- ③ビジター (会員外でスクールに参加する場合。)
- ④その他の会員 特別会員等スクールが認めた会員。

第6条 [入会手続き]

本スクールの会員となることを希望する者は、所定の書類による申込手続きを行ない、スクールの承認を得た上で所定の会費、年会費等をスクールへ納入した時に会員資格を取得することができます。

第7条 [月会費、年会費]

会員は本スクールが別に定める月会費、年会費 (以下「会費等」という) を所定の方法により納入するものとします。納入された会費等は返還しません。

第8条 [変更事項の届出]

住所、連絡先及びその他入会申込書等の記載事項に変更があった場合、速やかに届け出てください。

第9条 [会員資格の譲渡制限]

会員資格は会員本人限りとし、譲渡・相続することはできません。

第10条 [退会・休会・コース変更]

- ①退会・休会・コース変更の手続きは、本スクール WEB または所定の届出書にて前月 10 日までに申請する。口頭、お電話での変更、指定日を越えての手続きは、トラブル防止の為、一切受け付けません。
- ②申請日を過ぎた場合の月会費、年会費等の費用の返金はいたしません。
- ③休会費は 1 カ月 1080 円とします。休会中も年会費は発生いたします。

第11条 [会員資格の喪失]

次の場合は、会員資格を喪失します。

- *本規約に違反した場合。
- *本スクールの名誉を毀損したり、本スクールや他の会員に著しく迷惑を掛けたり、本スクール会員に相応しくないと思われた場合。
- *会費等の納入を 3 か月以上滞納し、本スクール側の請求を受けても支払わない場合
- *会員の死亡及び失踪宣告を受けた場合。

第12条 [休校]

本スクールは施設整備、その他やむを得ない事由が発生した場合に休校することがあります。又、台風等の悪天候・天災時・集団疾病及び行事等により臨時休校する場合があります。その場合、詳細はスクール公式サイトに掲載します。また振替営業及び会費の返還は原則として行わないものとします。

第13条 [利用の禁止]

下記の状況にある場合、スクールの参加を自主的に控えてください。またこれらの項目に該当するとスタッフが判断した場合、スクールへの参加を禁止する場合があります。

- ①スクール練習に耐えられない状態であると認められた方。
- ②伝染、感染する疾病のある方
- ③飲酒、くすり等による身体への影響が認められた方
- ④スクール運営に支障をきたす行為のあった方。

第14条 [免責事項]

①本スクール内で発生した人的・物的事故について本スクールは一切の責任を負いません。また会員並びにビジター等は損害金等の請求を行わない。但し、事故の原因が施設及び管理の欠陥に起因する場合はその限りではありません。

第15条 [会員の損害賠償責任]

会員並びにビジター等が本クラブ内で自己の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うものとする。

第16条 [本スクールの閉鎖]

会社は次の場合、本クラブを閉鎖し、すべての会員との契約を解除することができる。但し、会員はその際、何等の意義申し立てをすることはできない。

- ①法令の制定改廃または行政指導により開場が不可能になったとき。
- ②災害その他により施設の被害が大きく開場が不可能になったとき。
- ③著しい会社情勢の変化その他止むを得ない事由が発生したとき。

第 17 条 [本スクールの閉鎖予告]

前条の事由により本スクールを閉鎖する場合は、災害等止むを得ない場合のほかは閉鎖日の 3 ヶ月前までに予告します。

第 18 条 [閉鎖時の会員資格]

本スクール閉鎖の場合、すべての会員は退会とします。退会に際して会社は既納の会費に未経過分がある場合には、その未経過分を返還します。以上のほかに特別の補償は行なわないことを会員はあらかじめ了承しておくものとします。

第 19 条 [費用等の変更]

本スクールは別に定める入会金等、会費等ならびに利用範囲等を変更することができる。

第 20 条 [規約改正]

本規約の改正は本スクールが必要に応じてこれを行う事ができるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。改正の際は、公式サイトに掲載するものとします。

第 21 条 [個人情報]

1：入会手続きなどで申告された個人情報は、以下の範囲で利用し、厳重に管理、取り扱います。

- ①確認など業務上必要になった場合
- ②スクール活動に伴う配布物の送付等がある場合。
- ③緊急時の連絡、調査
- ④人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ⑤法令に基づく場合、裁判所、警察等の権限を要する公的機関から要請があった場合。

2：スクール活動などをホームページ、広報物などのメディアに使用する場合があります。自己の肖像、氏名、記録などの使用を望まない場合は、事前にお申し出ください。

平成 25 年 10 月 24 日 制定

私は **I-STORM DSC** 川口の利用に際し、上記規約を厳守し、スタッフの指示に従う事に同意します。

署名日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 _____ 印

保護者名 _____ 印

* ご利用者が 20 歳未満の場合、保護者の方の同意が必要です。